

名簿登録地以外の市町村での不在者投票

大分市の選挙人名簿に登録されている方（大分市で住民票を登録している人）が、**仕事**や**旅行**等で選挙期日に大分市に帰って来ることができない場合は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

手続きの流れ

1. 投票用紙等の請求

① 直接または郵便で請求する場合

不在者投票請求書兼宣誓書に必要事項を記入して、直接（大分市役所第2庁舎6階）または郵送で大分市選挙管理委員会へ提出してください。公職選挙法によりファックスやメールでは受付できません。

② オンラインで請求する場合

大分市の『オンライン申請システム』を利用します。選挙期間以外は受付していません。

《必要なもの》

パソコンまたはスマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカードに格納された署名用電子証明書、マイナンバーカード認証アプリ

《請求の手順》

1. 大分市ホームページの『旅行先や出張先での不在者投票』を開く。
2. オンライン申請システムの『不在者投票請求書兼宣誓書』へのリンクを開く。
3. 滞在先の住所等の必要な事項を入力または選択して申請書入力を行う。
4. 受付完了メールを受信する。

《URL》

<https://www.city.oita.oita.jp/o234/shisejoho/senkyo/1237790377781.html>

2. 大分市選挙管理委員会が投票用紙等一式を滞在先に郵送

郵便物には、通知文とビニール封筒が入っていますが、**ビニール封筒は絶対に開封しないでください。**

3. 最寄りの選挙管理委員会で投票

滞在地のお近くの市区町村の選挙管理委員会に郵便物一式を持参して、指示に従って投票をしてください。自宅等で**投票用紙にあらかじめ記入した場合は、投票が無効**になりますのでご注意ください。

なお、投票済の投票用紙は、投票を行った市区町村の選挙管理委員会から大分市選挙管理委員会に郵送されます。

注意

- ※ 滞在地の市区町村で選挙が行われていない場合は、当該市区町村の選挙管理委員会の執務時間内のみ受付可能です。受付時間については事前に当該市区町村の選挙管理委員会に確認してください。
- ※ 不在者投票は、選挙の公示または告示の日の翌日から投票日の前日まで可能ですが、書類のやりとりを郵送で行うため日数を要しますので、早めに大分市選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。
- ※ 不在者投票用紙等の交付を受けた方が、大分市で期日前または当日投票をする場合は、交付された投票用紙等を返却しなければなりません。
- ※ 大分市以外の市区町村の選挙人名簿登録に登録されている方が、大分市内で不在者投票する場合は、大分市選挙管理委員会（市役所第2庁舎6階）でのみ投票できます。支所では投票できません。

問い合わせ先

大分市選挙管理委員会事務局

住所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話：097-537-5652 ファックス：097-537-5585 メール：senkan@city.oita.oita.jp